特定健康診査等実施計画（第三期）

（平成 30 年度～平成 35 年度）

鳥取県市町村職員共済組合

平成 30 年 4 月

特定健康診査等実施計画

［目　次］

第１　目的
第２　鳥取県市町村職員共済組合の現況
　１　概況
　２　実施状況
　３　第２期計画期間の評価
　４　今後の課題及び対策について
第３　達成目標
　１　特定健康診査の実施に係る目標
　２　特定保健指導の実施に係る目標
　３　特定健康診査等の実施の成果に係る目標
第４　特定健康診査等の対象者数の推計
　１　特定健康診査
　２　特定保健指導
第５　特定健康診査等の実施方法
　１　実施場所
　２　実施項目
　３　実施時期
　４　契約形態
　５　受診・利用方法
　６　周知や案内の方法
　７　事業主健診等の健診データの受領方法
　８　特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法
　９　実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項
第６　個人情報の保護
　１　特定健康診査・特定保健指導データの保管方法や管理体制、保管等
　２　記録の管理に関するルール
第７　特定健康診査等実施計画の公表及び周知
第８　特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

第１　目的

我が国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、今日においては、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面している。

こうした大きな環境の変化に応じ、医療制度についても、人口の高齢化及び支え手の減少に対応した持続可能な制度とすることが求められている。

このような状況に対応するため、国民が健康と長寿を確保しつつ、医療費の適正化に資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づいて、４０歳以上７５歳未満の組合員及び被扶養者を対象とする特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられた。

当共済組合においても、「特定健康診査等実施計画」（第１期計画期間：平成２０年度～２４年度、第２期計画期間：平成２５年度～２９年度）を策定し、事業を実施してきたところである。

第３期計画は、第２期における特定健康診査及び特定保健指導の実施結果等を踏まえ、計画の見直しを行い、策定した。

本計画は、レセプト情報や健診情報を活用して、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）の一部として位置付け、平成３０年度から平成３５年度までの６年間とする。

第２　鳥取県市町村職員共済組合の現況

１　概況

当共済組合は､県内の市町村役場等に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の三事業を行っている。

平成２９年度末の所属所数は３１で、平成２７年度末と変わらない。

平成２９年度末の組合員（任意継続組合員を含む。以下同じ。）数は７，１７６人（推計)、平均年齢は４３．０歳で、平成２７年度末の組合員７，２２２人、平均年齢４３．２歳と比べ減少している。

また、被扶養者（任意継続組合員の被扶養者を含む。以下同じ。）数は７，０３６人（推計)、平均年齢は２０．７歳で、平成２７年度末の７，４０１人、２１．２歳と比べ減少している。

なお、組合員及び被扶養者とも、居住地は全県下に分布している。

データヘルス計画第４章３.疾病分析によると、当共済組合は他の保険者に比べ、喫煙率は低いものの、肥満率が高く、血糖、血圧リスク保有率が高いことが判明した。

２　実施状況

①特定健康診査実施率

（単位：%）

第一期	２０年度	２１年度	２２年度	２３年度	２４年度
組 合 員	60.2（90.00)	89.2（91.00)	93.9（92.00)	93.2（93.00)	94.1（94.00)
被扶養者	28.7（22.75)	32.5（28.70)	35.7（34.22)	38.8（39.98)	42.6（45.13)
計	50.9（71.00)	72.3（73.50)	77.3（76.00)	78.4（78.50)	80.1（81.00)
第二期	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度（推計)
組 合 員	97.9（95.00)	98.3（96.00)	98.3（97.00)	98.2（98.00)	98.3（99.00)
被扶養者	42.7（49.39)	41.9（53.44)	44.7（57.58)	42.7（61.99)	43.1（66.55)
計	82.9（82.00)	83.3（84.00)	85.1（86.00)	85.3（88.00)	85.2（90.00)

＊（ ）内は当初の目標数値

②特定保健指導

（単位：人、％）

第一期	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者数	6,103 (6,258)	6,027 (6,170)	5,959 (6,138)	5,945 (5,842)	5,993 (5,785)
特定保健指導対象者数	730 (1,219)	945 (1,217)	959 (1,226)	925 (990)	901 (1,000)
実施率	4.4 (38.06)	4.7 (39.93)	6.7 (41.76)	6.4 (43.65)	9.5 (45.43)
実施者数	32 (464)	44 (486)	64 (512)	59 (432)	86 (454)
第二期	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(推計)
40歳以上対象者数	6,031 (5,021)	5,958 (5,176)	5,886 (5,337)	5,769 (5,828)	5,716 (5,837)
特定保健指導対象者数	922 (972)	882 (970)	873 (970)	874 (888)	865 (906)
実施率	10.7 (36.11)	10.9 (37.11)	11.1 (38.14)	10.1 (39.04)	10.8 (40.15)
実施者数	99 (351)	96 (360)	97 (370)	88 (347)	94 (364)

＊( )内は当初の目標数値

③メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率

$$\text{該当者及び予備軍} = \text{特定健診対象者数} \times \frac{\text{特定保健指導対象者数}}{\text{特定健診実施者数}}$$

（単位：人、％）

第一期	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
該当者及び予備軍	1,435	1,308	1,241	1,181	1,124
対20年度減少率		8.85	13.52	17.70	21.67
第二期	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(推計)
該当者及び予備軍	1,112	1,059	1,025	1,025	1,015
対20年度減少率	22.51	26.20	28.43	28.57	29.27

３　第二期計画期間の評価

①特定健康診査について

組合員については、順調に推移し概ね目標を達成した。

被扶養者（任意継続組合員及びその被扶養者を含む）については、約４０％前半の実施率が続いており目標達成できていない状況である。

②特定保健指導について

所属所別派遣型実施機関（保健情報サービス）による保健指導及び人間ドック実施後の初回面接の実施により平成２５年度、２６年度、２７年度はわずかに利用率が増加したものの依然として低い利用率で推移しており、目標には達しない状況である。

③事業成果について

「平成２９年度において、平成２０年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を２５％以上とする。」という目標を平成２６年度で達成し、年々着実に減少率を伸ばしている。

４　今後の課題及び対策について

① 課題について

被扶養者の特定健康診査実施率が低い。また、特定保健指導の利用者が少なく、目標に達していないのが現状であり、それぞれの実施率を向上させることが今後の課題である。

また、特定保健指導対象者のうち、既に生活習慣病を発症している可能性があるにもかかわらず、医療機関を受診せず重症化につながる者が存在する。

②対策について

ⅰ　被扶養者の特定健康診査実施率の向上

婦人健診と同時受診可能な医療機関のPR。

図書券などを配付し、パート先などの職場健診データの回収率を上げる。

ⅱ　特定保健指導に係る実施率の向上

組合員については、所属所長の協力の下、有限会社保健情報サービス、公益財団法人保健事業団を利用する所属所が増加するよう更なる周知を行う。

指導修了者に対するインセンティブを実施する。

保有する宿泊施設を用いて、宿泊型特定保健セミナーを実施する。

ⅲ　生活習慣病の重症化予防

特定健康診査等の結果及びレセプトの情報を基に、生活習慣病疾患の検査結果が医療機関受診勧奨数値を超えていて医療機関未受診の者に対し、医療機関への受診勧奨通知、また、電話による保健指導を実施する。

第３　目標

１　特定健康診査の実施に係る目標

平成３２年度における特定健康診査の実施率を９０％にする。

なお、この目標を達成するための、平成３０年度以降の実施率（目標）は次のとおりである。

（単位：％）

	３０年度	３１年度	３２年度	３３年度	３４年度	３５年度
組 合 員	98.40	98.50	98.60	98.70	98.80	98.90
被扶養者	53.00	60.00	65.00	68.00	70.00	71.00
計	86.84	88.72	90.07	90.90	91.52	91.84

２　特定保健指導の実施に係る目標

平成３２年度における特定保健指導の実施率を４５％にする。

なお、この目標を達成するための、平成３０年度以降の実施率（目標）は次のとおりである。

組合員＋被扶養者　（単位:人、％）

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定保健指導対象者数	877	894	904	910	914	917
実施率	25.00	35.00	45.00	47.00	49.00	50.00
実施者数	220	313	407	428	448	459

３　特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成３５年度までに、平成２０年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（特定保健指導の対象者の減少率をいう。）を３０％以上とする。

$$\text{該当者及び予備軍} = \text{特定健診対象者数} \times \frac{\text{特定保健指導対象者数}}{\text{特定健診実施者数}}$$

（単位：人、％）

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
該当者及び予備軍	1,009	1,007	1,003	1,001	998	998
対20年度減少比率	29.69	29.83	30.10	30.24	30.45	30.45

第４　特定健康診査等の対象者数の推計

１　特定健康診査

※実施体制作りや予算組みのための基礎となる数値であることから、他の健診によって健診データを受領できる者を除く。

被扶養者（任意継続組合員及びその被扶養者を含む）　（単位：人）

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数（推計値）	1,450	1,445	1,440	1,435	1,430	1,425

２　特定保健指導

組合員＋被扶養者（任意継続組合員及びその被扶養者を含む)(単位：人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
４０歳以上対象者	5,700	5,690	5,680	5,670	5,660	5,650
保健指導対象者	877	894	904	910	914	917

第５　特定健康診査等の実施方法

１　実施場所

① 特定健康診査

現職組合員については、所属所が事業主健診を委託する健診機関又は当共済組合が委託する人間ドック委託医療機関とする。

任意継続組合員及び被扶養者については、集合契約により、鳥取県の国民健康保険（以下 「国保」と言う。）が対象者に対して実施する健診機関を基本とする。

なお、任意継続組合員のうち、当組合が実施する「シルバードック」の受検者及び、現職組合員の被扶養配偶者のうち、当共済組合が実施する「配偶者ドック」の受検者については、当該委託契約医療機関とする。

また、特定健康診査の実施に当たっては、市・町・村及び共済組合が実施する各種がん検診等との同時実施等、受診者の利便性を考慮しながら実施する。

② 特定保健指導

集合契約により、国保が対象者に対して実施する機関及び、代表保険者が全国機関グループと契約する機関並びに、有限会社保健情報サービスが指定する場所とする。

組合員ドック、配偶者ドック又はシルバードック（以下「組合員ドック等」と言う。）を委託する医療機関のうち、組合員ドック等実施後に特定保健指

導の利用が可能な一部医療機関とする。

なお、特定保健指導の実施に当たっては、対象者が参加しやすい条件を整えつつ実施する。

2　実施項目

① 特定健康診査

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）の健診項目（基本的な健診の項目及び医師の判断によって追加的に実施することがある詳細な健診項目）とする。

② 追加健診

血清尿酸検査並びに血清クレアチニン検査とする。

③ 特定保健指導

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）の指導項目とする。

3　実施時期

特定健康診査及び特定保健指導ともに、通年とする。

4　契約形態

① 特定健康診査

現職組合員については事業主健診の実施をもって特定健康診査を実施する。

任意継続組合員及び被扶養者については、集合契約への参加により、代表保険者を通じて全国機関グループ（パターンＡ）及び国保の委託先（パターンＢ）と健診委託契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

② 特定保健指導

集合契約への参加により、代表保険者を通じて全国機関グループ（パターンＡ）及び国保の委託先（パターンＢ）と、独自に有限会社保健情報サービスと保健指導委託契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での利用が可能となるよう措置する。

組合員ドック等を受検する一部医療機関と委託契約を結び、組合員ドック等の実施後に特定保健指導の利用が可能となるよう措置する。

５　受診・利用方法

① 特定健康診査

現職組合員については、あらかじめ所属所に送付する「特定健康診査対象者名簿」に基づき事業主健診（含人間ドック）を受診することにより特定健康診査を受診したこととする。

被扶養者については、組合員を通じ特定健康診査受診券を配付し、当該受診券とともに被扶養者証を契約健診機関に提示し、特定健康診査を受診する。

任意継続組合員及びその被扶養者については、特定健康診査受診券を自宅宛てに送付し、当該受診券とともに任意継続組合員証を契約健診機関に提示し、特定健康診査を受診する。

なお、任意継続組合員及び被扶養者のうち、「シルバードック」並びに「配偶者ドック」の受検者については、当該各ドックの「受検票」を発行し、契約医療機関において受検することにより特定健康診査を受診したこととする。

②特定保健指導

現職組合員及びその被扶養者については、所属所（組合員）を通じて特定保健指導利用券を配付し、当該利用券とともに組合員証又は被扶養者証を契約機関に提示し、特定保健指導を利用する。

任意継続組合員及びその被扶養者については、特定保健指導利用券を直接自宅宛てに送付し、当該利用券とともに任意継続組合員証又は任意継続組合員被扶養者証を契約機関に提示し、特定保健指導を利用する。

一部医療機関にて組合員ドック等を実施後に、特定保健指導を受けることを希望する場合は、組合員ドック等の受検日に医療機関の窓口へ「特定保健指導利用申出書」を提出し、特定保健指導を利用する。

６　周知や案内の方法

現職組合員に対しては、当共済組合の広報誌やホームページで周知を図る。

任意継続組合員及び被扶養者に対しては、特定健康診査の実施について特定健康診査受診券を、特定保健指導対象者に対しては、特定保健指導利用券を配付することにより、案内を兼ねて周知を図ることとする。

また特定健診の未受診者及び、特定保健指導の未利用者へは勧奨を行う。

なお、現職組合員に係る特定保健指導の実施には、使用者である所属所長の協力が不可欠であることから、各種会議の場において協力要請を行うものとする。

７　事業主健診等の健診データの受領方法

健診等のデータは、厚生労働省の定める電子的な標準様式で受領するものとする。

現職組合員に係る事業主健診（含人間ドック）の結果については、所属所と覚書を締結し、医療機関から直接受領することとする。また、任意継続組合員及び被扶養者のうち、「シルバードック」並びに「配偶者ドック」の受検者については、契約医療機関から直接受領することとする。

集合契約に係る特定健康診査及び特定保健指導の結果については、代行機関である社会保険診療報酬支払基金を経由し受領することとする。

被扶養者のうち、パート先などで受診した事業主健診の結果については、受診者本人から写しを受領することとする。

人間ドック等実施後の特定保健指導にかかる、特定保健指導の結果については、契約医療機関から直接受領することとする。

８　特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化し、若年者を優先に絞込みをする。

９　実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項

通年実施し、年度後半は、来年度の契約準備などを行う。

第６　個人情報の保護

１　特定健康診査・特定保健指導データの保管方法や管理体制、保管等

特定健康診査等データは、電磁的記録により当共済組合の特定健診等システムに管理・保管する。なお、当該データは、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき保存する。

２　記録の管理に関するルール

当共済組合は、鳥取県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程を遵守する。

当共済組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。

当共済組合のデータ管理者は、事務局長とする。また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。

第７　特定健康診査等実施計画の公表及び周知

本計画は、各所属所へ通知する他、当共済組合広報誌及びホームページに掲載する。

第８　特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年度実施結果に基づき評価する。

また、平成３２年度に第三期前半３年間の中間評価を行い、第三期後半に向け見直しを行うものとする。